



# 申込用紙2の記入例

下記の申込用紙2の記入例（プラスチック製容器包装（利用事業者）のケース）を参考に、申込用紙2をご記入ください。

申込用紙1に記入したとおりの特定事業者コードを、左詰めでご記入ください。

0の場合は、「0」とご記入ください。

申込用紙1に記入したとおりの事業者名をご記入ください。なお、法人格を示す名称(株式会社、等)は省略せずにご記入ください。

平成28年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）						プラスチック製容器包装	利用事業者用	
（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）								
自主算定方式		特定事業者コード		特定事業者名				
用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.68475	(A)	45.0円/kg	123,885
清涼飲料等	5,000	2,000	0	3,000	0.69440	(B) 2,083		
酒類					0.69242	(C)		
石鹸・塗料等					0.64779	(D)		
医薬品	3,000	0	2,050	950	0.70539	(E) 670		
化粧品等					0.68275	(F)		
小売					0.70848	(G)		
上記以外の用途					0.70517	(H)		
包装					0.47795	(I)		
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 （「主たる業種」という意味ではありません。）						⑥ = (A)~(I)の合計 2,753	⑦ = 再商品化実施委託単価 45.0円/kg	⑧ × ⑦ = 再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て) 123,885
簡易算定方式 ※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くこととなりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています								
用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.58204	(A)	45.0円/kg	123,885
清涼飲料等					0.59024	(B)		
酒類					0.51931	(C)		
石鹸・塗料等					0.58301	(D)		
医薬品					0.21162	(E)		
化粧品等					0.64861	(F)		
小売					0.60221	(G)		
上記以外の用途					0.35259	(H)		
包装					0.33456	(I)		
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 （「主たる業種」という意味ではありません。）						⑥ = (A)~(I)の合計	⑦ = 再商品化実施委託単価 45.0円/kg	⑧ × ⑦ = 再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)

簡易算定方式の場合は、控除することができません。

再商品化委託申込量⑥に、再商品化実施委託単価⑦を乗じて「再商品化実施委託料金」を算出し、円単位でご記入ください。(1円未満は切り捨て)

**■ 用途とは**  
再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、その「用途」は、その容器包装がどんな用途(業種)に用いられるか、すなわち中身商品により判断します。  
『用途の例』を申込用紙2の表紙の裏面に記載していますので、ご覧ください。

**■ 算出方法**  
前事業年度において、当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の算出方法  
①=A×B÷1,000(小数点第1位を四捨五入)  
①: 当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の量(kg)  
A: 特定容器包装の1個当たりの重量(g)※  
B: 当該特定容器包装を用いた商品の販売個数(国外へ輸出される商品の個数を除く)  
※ 特定容器包装の1個あたりの重量について  
特定容器包装の1個当たりの重量については、複数の特定容器包装の重量を実測(おおむね10個以上)し、その平均値をグラム単位(小数点第1位を四捨五入)で求めたものを用います。ただし、整数1桁以下の場合、有効数字2桁(3桁目を四捨五入)の重量とします。

**■ 具体例**  
自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の具体例  
◎ スーパーマーケット・生協等が自ら店頭回収したプラスチックトレイ  
◎ 清涼飲料メーカーが販売店に委託して回収したガラスびんなど

**■ 「事業活動により費消した特定容器包装」とは**  
P.37 の「算定方式の決定(「自主算定方式」又は「簡易算定方式)」の記載をご参照ください。